

香川マルチメディアビジネスフォーラム規約

平成7年9月1日制定
平成23年5月19日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、香川マルチメディアビジネスフォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、ITを活用した経営の向上や新たなビジネスの創出を図るとともに、会員企業の交流を促進し、もって本県産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、セミナーの開催
- (2) 先進地視察の実施
- (3) 会員企業の交流促進
- (4) かがわ産業振興クラブとの合同事業
- (5) その他フォーラムの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 フォーラムは、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に委員会を設けるとともに、フォーラムの庶務事務を処理する事務局を設ける。

第2章 会員

(会員)

第5条 フォーラムは、第2条の目的に賛同する者をもって組織する。

(加入)

第6条 フォーラムに入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）により、会長に申し込まなければならない。

(退会)

第7条 フォーラムを退会しようとする者は、退会届（第2号様式）を会長に届け出なければならない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

第3章 役員

(役員)

第9条 フォーラムに、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 委員 15名以内
- (5) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 委員は、会長、副会長及び監事とともに委員会を構成し、会務の執行に関する事項及びこの規約に定める事項を審議決定する。
- 4 監事は、フォーラムの業務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問、相談役及び参加)

第12条 フォーラムには顧問、相談役及び参加を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、必要に応じてフォーラムの活動に助言を与えることができる。
- 3 参加は、フォーラムの活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

第4章 会議

(総会)

第13条 総会は、会員によって構成し、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他フォーラムの運営に関する重要事項

(委員会)

第14条 委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付すべき事項に関すること

- (2) 総会において決議した事項の運営に関すること
- (3) その他会長が必要と認めた事項

第5章 会計等

(会計)

第15条 フォーラムに要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度等)

第16条 フォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。フォーラムの事業年度も、また同様とする。

第6章 補則

(事務局)

第17条 フォーラムの事務局は、高松市内に置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長及び職員を置く。
- 3 事務局長、事務局次長及び職員は、会長が任免する。

(細則)

第18条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成9年3月31日までとし、設立当初の会計年度及び事業年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から平成8年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成9年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月19日から施行する。ただし、準会員として既に承認されている会員については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成23年5月19日から施行する。